物　件　明　細　書

物件番号	1		参加資格等級	B等級、A等級及びC等級並びにD等級

1　作業内訳

No.1

森 林 事務所	作業種	市町村名	国有林名	林小班	植栽年度	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）	作業期間		林分条件		作業条件				
									開始	期限	植生等の状況	傾斜	作業形態	作業区分（下刈年次）	通勤形態	人員輸送距離（km）	植栽本数（本）
高山	地拵	曽於郡大崎町	浜塚	79ほ	H26	7.07	1.76	5.31	契約締結日の翌日	H27.1.20	易	緩	併用	枝条筋置	車	3.8	
	小計					7.07	1.76	5.31									
高山	植付	曽於郡大崎町	浜塚	79ほ	H26	7.07	1.76	5.31	地拵完了検査合格日	H27.3.13	易	緩	人力	普通方形植	車	3.8	抵抗性マツ 16,000本
	小計					7.07	1.76	5.31									
	合計					14.14	3.52	10.62									

【留意事項】

1．林令は植栽年度を1年とした累積年である。
2．傾斜区分は、31度以上：急、21～30度：中、20度以下：緩である。
3．植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
4．つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
5．作業着手は事業計画書の承認が必要である。

2　作業箇所位置図

別添のとおり

別紙

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分 （下刈年次）	区域面積 （ha）	控除面積 （ha）	契約面積 （ha）	作業期間	
						自	至
地拵	79ほ	枝条筋置	7.07	1.76	5.31	契約締結日の翌日	H27.1.20
小計			7.07	1.76	5.31		
植付	79ほ	普通方形植	7.07	1.76	5.31	地拵完了検査合格日	H27.3.13
小計			7.07	1.76	5.31		
合計			14.14	3.52	10.62		

【留意事項】１．作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
２．使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
３．各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
４．使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

浜塚治山事業（植栽工）請負(１)使用材料規格内訳書
【　受注者購入分　】

平成２６年９月２９日付け入札公告、浜塚治山事業（植栽工）請負(１)に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件番号	品　名	規　　　格	数　量
１	抵抗性マツ	普通苗及びポット苗 根元径　８mm以上 苗長　　２５cm以上～５５cm未満	１６，０００本

別紙６

浜塚治山事業請負契約書（案）

１　事　　業　　名　　浜塚治山事業（植栽工）請負（１）

２　履　行　場　所　　浜塚国有林７９ほ林小班
　　　　　　　　　　　別冊、図面のとおり

３　事　業　内　容　　地拵作業　５．３１ｈａ
　　　　　　　　　　　植付作業　５．３１ｈａ
　　　　　　　　　　　（別紙、作業内訳書のとおり）

４　事　業　期　間　　契約締結日の翌日　　　から
　　　　　　　　　　　平成２７年３月１３日　まで
　（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり）

５　請　負　金　額　　金○，○○○，○○○円

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金○○○，○○○円也）

６　選　択　条　項
　別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（作業期間中　１回以内とする）	第３４条
×	前金払　　請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第1項
×	中間前金払 請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第３９条

7　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　　量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
該当無し				

8　特約事項
　　　別紙、特約事項内訳書のとおり

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　大隅森林管理署長　山口　輝文と受注者　〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同事業体を結成している場合には、受注者は、別添、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　住　所　鹿児島県鹿屋市下堀町２９２６－３

分任支出負担行為担当官
大隅森林管理署長　山口　輝文　印

受注者　住　所　〇〇市〇〇

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　〇〇　〇〇　印

【注】受注者が共同事業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。
【例】　受注者　〇〇共同事業体
代表者　〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　印
〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　印
〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　印

別紙

特　約　事　項　内　訳　書

林小班	作業種	作業区分	契約面積	使　用　材　料　等		
				品名	品質規格	数量
79ほ	植付	普通方形植	5.31ha	抵抗性マツ	普通苗及びポット苗 根本径　８㎜以上 苗　長　２５cm以上５５cm未満	16,000本
合計			5.31ha			16,000本

別紙７

２６大隅管第４３８号の契約書別冊

地拵作業仕様書

１．作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径５０ｃｍの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

２．渓床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない渓流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

３．立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

４．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。

（２）仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。

（３）仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。

（４）仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて１本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。

仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。

（５）樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。

（６）仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。

また、仮植地の周辺には排水溝を設けること。

（７）苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

３．苗木の小運搬

（１）仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。

（２）運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

４．植付要領

（１）普通植栽

ア．植付地点を中心に、５０ｃｍ四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。

植穴は、直径３０ｃｍ、深さ２５ｃｍを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。

イ．植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。

ウ．苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（２）耕耘植栽

ア．植付地点を中心に、８０㎝四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。

傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。

植穴は、直径４０㎝以上、深さ３０㎝以上とする。

イ．植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。

ウ．苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

５．作業上の留意事項

（１）植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根部が乾燥しないように注意すること。

（２）植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

（３）植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。

（４）落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。

（５）植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。

（６）植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

６．樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

７．補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

８．施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に８分程度土を入れたとき、苗木の根元から約１５ｃｍ離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

９．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

10．獣害防止ネットを設置する場合

（１）設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、甲の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。甲、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。

（２）獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

11．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。